

活力と魅力を備えた持続可能な都市の実現に向けた道路整備予算の確保 及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

当市のある西三河地方は、世界をリードするものづくり産業の中核としての顔を持つ一方、超高齢社会の進展に伴う労働人口の減少、南海トラフ地震等の大規模地震への対応、公共施設の老朽化等に伴う維持管理費の増大等の課題を抱えている。

このことから、ストック効果を最大限に発揮させ、更なる生産性向上による都市の成長力の強化を図る取組を行いつつ、市民の安全・安心を確保する取組が急務となっている。

今後も地方が真に必要とする道路整備を着実に推進させ、道路ネットワークの構築を図り、人流・物流の効率化による生産性を向上させることこそが、都市の成長力強化、安全・安心な暮らしの確保、地域の活性化につながるものである。

しかしながら、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、補助率等の嵩上げ措置が平成 29 年度までの時限措置となっており、道路整備の補助率等が低減されると、必要な道路整備財源の確保ができなくなり、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすこと必定である。

このため以下の事項について強く要望する。

記

- 1 公共事業に対する地方の切実なニーズを十分に踏まえ、地方が真に必要とする公共施設が着実に整備されるよう、必要な予算の確保、並びに必要な予算を安定的・持続的に確保すること
- 2 地方創生に全力を挙げている地方自治体が、引き続き、迅速かつ着実な道路整備を推進するため、『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続し、さらに拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月25日

豊 田 市 議 会